

## 高知県棚田地域振興計画

令和7年10月7日

### 第一 棚田地域の振興の目標

高知県は、県土の約9割を中山間地域が占めており、棚田地域を含む中山間地域は、豊かな自然と共生しながら、人々が農業、林業などを営み、それぞれの地域ならではの伝統や文化を育んできた歴史ある地域である。

また、四季折々の豊かな自然や人々の日々の営みが棚田をはじめとする美しい風景を織り成し、水や食料の供給源となり、動植物の多様な生態系を維持している中山間地域は、国土の保全や水源の涵養、農地や山林による防災・減災機能を有し、国民の憩いの場としての機能も有している。

このように、本県の棚田地域は、豊かな自然や食、文化の面でも貴重な資源を有し、県勢の中長期的な発展の源となる、全国に誇るべき高知ならではの強みを生み出している地域である。

県内では、梼原町神在居（かんざいこ）地区において、平成4年度に全国初となる棚田オーナー制度を実施し、平成11年には「日本の棚田百選」に認定されている。また、梼原町における四万十川流域の厳しい自然条件の下で営まれた林業と小規模な棚田の耕作によって形成された景観が、重要文化的景観に選定されている。

一方で、人口の減少や高齢化の進行等による農林業の担い手の減少は、棚田地域においても著しく、営農の継続や生産基盤の維持管理が難しくなってきている。

そのため、地域農業の営みの場である棚田を、多面的で公益的な機能を有する国民共有の財産として、将来にわたり保全していくため、棚田地域における農業生産機能を維持するとともに、移住の促進や観光をはじめとする交流人口及び関係人口の拡大、高知県版小さな拠点である集落活動センターの推進等による集落維持や経済の活性化、良好な景観の維持・形成など、各分野の施策の更なる充実と強化を図ることで、棚田を核とした棚田地域の振興を図ることを目的とする。

なお、本計画に基づき棚田地域の振興を図るにあたっては、高知県元気な未来創造戦略、高知県中山間地域再興ビジョン、高知県土地利用基本計画、高知県山村振興基本方針、高知県過疎地域自立促進計画、高知県産業振興計画、高知県農業農村整備推進方針、高知県広域的地域活性化基盤整備計画などとの調和を保つものとする。

### 第二 棚田地域の振興に関し、総合的かつ計画的に講すべき施策

#### 1 棚田地域の振興に関連する施策の推進

##### （1）農業生産活動、農産物の加工・販売の促進等に資する施策

農業者の高齢化や担い手の減少に伴い、耕作放棄される棚田も増加していることから、棚田の保全を図るため、棚田を含む中山間地域等における農業生産活動の継続を支援す

る中山間地域等直接支払制度や農業生産活動を支える生産基盤の整備等に資する施策を推進する。

また、棚田地域の農業を維持・発展させるために、担い手農家への農地の集積やスマート農業などを推進し、農作業の省力化や効率化を図っていく。

さらに、棚田で生産される棚田米を含む農作物については、ブランド化や加工・販売の促進等に資する施策を通じて、農業所得の向上や地域の活性化を図っていく。

#### (2) 移住・定住の促進や「関係人口」の創出・拡大に資する施策

棚田地域において人口減少が進む中、地域や産業の担い手を確保するとともに、経済の活性化につなげるため、県外からの移住促進を主要テーマとして、市町村や民間事業者と連携して、様々な移住・定住促進のための施策を推進する。

また、棚田地域の振興に携わる人材として「地域おこし協力隊」や「集落支援員」等の制度を活用するとともに、地域活動への参加を通じた交流促進や、都市部と地方に生活拠点を持つ「二地域居住」の促進などによる関係人口の創出、拡大に取り組み、さらには、空き家の利活用の促進や起業支援などを通じて、住居や職を確保し、移住・定住者が安心して生活できるような環境を整備する施策を推進する。

#### (3) 観光の振興

棚田地域を含む中山間地域の強みである「自然」、「食」、「歴史」を活用した観光資源の発掘・磨き上げを行い、積極的・効果的な広報・セールス活動を展開し、棚田地域における魅力ある観光を実現するための施策を推進する。

#### (4) 中山間対策

棚田地域を含む中山間対策については、県土の9割を占め、県民の4割が暮らす中山間地域の再興なくして県勢浮揚はなし得ないと考えの下、県と市町村が連携し、中山間地域の若者と子どもの人口のこれ以上の減少を食い止め、増加に転じさせることで、人口の若返りを図り、持続可能な人口構造へと転換することが何よりも重要である。このため、令和6年3月に策定した高知県中山間地域再興ビジョンの目指す姿の中心に「若者の人口増加」を掲げ、少子化対策と一体となった新たな中山間対策を推進している。

この目指す将来像の実現に向けては、「若者を増やす」「暮らしを支える」「活力を生む」「しごとを生み出す」を4つの柱として位置付け、各施策の展開を図っている。

今後も、棚田地域を含む中山間地域が持つ豊かな資源を生かして、地場産品を県外や海外に売り込む地産外商につながる事業を育て、域外からの移住も含め担い手を育む取り組みを各分野で展開し、棚田を含む中山間地域の潜在力を生かした各般の施策を推進する。

#### (5) 集落の維持・再生のための仕組みづくり

本県ではこれまで、集落の維持・再生や活性化を図るため、生活、福祉、産業、防災など、地域の課題やニーズに応じて、地域ぐるみで取り組む仕組みである「集落活動センター」（高知県版小さな拠点）を推進し、集落の維持や活性化を進めてきている。

今後、棚田地域においても、地域の支え合いや活性化の拠点である集落活動センターや小規模な集落でのコミュニティ活動など、地域力を強化する取り組みを支援する施策を推進する。

#### (6) 自然環境の保全、鳥獣被害対策等に資する施策

棚田地域の有する多様な自然環境及び景観を保全するとともに、深刻な鳥獣被害に対しては、わなや銃による捕獲と防護柵の設置などの防除の両面から総合的な鳥獣被害対策を推進する。

高知県においては、こうした政策群を着実に推進することで、棚田地域の振興を図ることとし、引き続き、関係各府省庁の制度や仕組みの積極的な活用を図るとともに、棚田地域振興コンシェルジュとも連携を図りながら、市町村や協議会等に十分な情報提供を行うものとする。

## 2 高知県独自の支援施策

#### (1) 棚田米のブランド化

高知県では、「こうち売れる米づくり産地育成事業（平成 22～26 年度）」や「県産米ブランド化推進事業（平成 27 年度～令和元年度）」により、棚田米生産組織が行うブランド化の取り組みを支援してきた。こうした中、「土佐天空の郷」（本山町）は、全国的な食味コンテストで最優秀賞を獲得（平成 22 年度、平成 28 年度）し、全国での認知度が高まるなどブランド化の成功事例となっている。

今後も高品質米の生産や、販促資材の作成等の取り組みを支援する。

#### (2) ふる水・棚田基金

中山間ふるさと・水と土保全対策事業及び中山間ふるさと・水と土保全推進事業の積極的な活用によって棚田等の保全及び棚田地域の振興を行うものとする。

#### (3) 空き家を活用した移住促進

高知県では、空き家活用促進事業等により、市町村による空き家の再生・利活用の取り組みを支援してきた（平成 26 年度～）。

今後も同事業を通じて棚田地域を含む中山間地域における空き家などの住宅ストックを活用した移住・定住者向けの住宅を確保する取り組みを支援する。

#### (4) 集落活動センターを核とした集落の維持・再生のための仕組みづくりの推進

高知県では、平成24年度から、地域住民が主体となった集落の維持・再生に向けた仕組みである「集落活動センター」の取り組みを推進してきた。

今後も集落活動センターの立ち上げから活動段階に応じた財政支援を行うほか、アドバイザーの派遣、センターに関わる人材の育成・確保などにより、地域の取り組みを支援する。

### 3 高知県における推進体制

#### (1) 高知県中山間総合対策本部

高知県では、知事を本部長、副知事を副本部長、理事（人口減少・中山間担当）を本部次長、各副本部長等を本部員とする「高知県中山間総合対策本部」を設置し、全庁で連携を図りながら本県の中山間対策を総合的に推進している。

棚田地域の振興に関しては、当高知県中山間総合対策本部において、情報共有、施策の検討等を行うものとする。

#### (2) 棚田地域振興法に関すること

高知県総合企画部中山間地域対策課において、棚田地域振興法に関する総合的な窓口並びに高知県棚田地域振興計画及び指定棚田地域振興活動計画に関することを担い、農業振興部農業政策課において、棚田地域の指定に関することを担うこととする。

### 4 棚田地域に関する情報の周知徹底

棚田地域における先進的・モデル的事例については、国とも積極的に連携を図りながら、幅広く周知を行うことで、高知県内の棚田地域における横展開を図る契機とする。

また、高知県内の棚田地域に関する情報については、関係市町村と連携し、ホームページ等を活用して広く周知することにより、交流人口・関係人口の拡大を図る。

## 第三 指定棚田地域の指定申請

指定棚田地域の指定申請にあたっては、国の基本方針に定められた以下の指定基準に従い、関係市町村等とも綿密に連携しながら、選定することとする。

### 1 棚田等の保全を図るため、当該棚田地域の振興のための措置を講ずることが適当であると認められる地域

#### (1) 棚田地域の振興を図る必要性が高いこと

人口の減少や高齢化の進行等の社会・経済情勢の変化により、棚田が荒廃の危機に直面していると認められること

（2）棚田の多面にわたる機能の維持及び促進が期待できること

農産物の生産、国土の保全、水源の涵養、生物多様性の確保その他の自然環境の保全、良好な景観の形成、伝統文化の継承等多面にわたる機能に優れた棚田があり、その保全及び多面にわたる機能の発揮の促進が図られること

- 2 当該棚田地域に係る棚田地域活動が円滑かつ確実に実施されると見込まれる棚田地域  
棚田地域の振興及び棚田等の保全を推進する既存の組織が存在する、または組織が構築される見込みが高いこと

なお、指定申請を行わなかった棚田地域についても、中山間地域等直接支払交付金やふる水・棚田基金等も活用しながら、農業生産活動や棚田等の保全を下支えしつつ、指定棚田地域での取り組みなど先進的・モデル的な事例を横展開することで、棚田地域全体の振興を図っていくものとする。